

進行管理スケジュール

項目		1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月																	
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
PDCA サイクル での 実施事項	計画 (Plan) 地域公共交通計画																		
	実施 (Do) 施策の実施	→ 施策の実施			→ 施策の実施												→ 翌年度の施策の検討		
	評価 (Check) 実績確認・指標の評価				→ 施策の取組状況の確認 (前年度実績)			→ とりまとめ (前年度実績)											
	見直し (Action) 取組内容の見直し				→ 評価指標の確認 (前年度実績)														
地域公共交通活性化協議会																			
その他																			

必要に応じて施策等の改善案の検討

必要に応じて施策等の見直し

○議題
・前年度の取組状況、評価について

★
国へ提出(前年度実績)

【参考：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律】

第7条の2 地方公共団体は、**地域公共交通計画を作成した場合においては**、毎年度、当該地域公共交通計画の区域における地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する**施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに**、必要があると認めるときは、地域公共交通計画を変更するものとする。

2 地方公共団体は、前項の調査、分析及び評価を行ったときは、速やかに、その結果を主務大臣に送付しなければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による送付を受けたときは、その送付に係る事項について、地方公共団体に対し、助言をすることができる。